

名称	第24回調布市自治基本条例制定プロジェクト・チーム会議
開催日時	平成23年5月27日(金曜日) 午前9時から11時30分まで
開催場所	特別会議室
出席人数	11人
議事要旨	<p>1. 新メンバー紹介 平成23年4月1日付け人事異動に伴い、プロジェクト・チームメンバーに変更があったため、紹介を行いました。</p> <p>2. 調布市自治基本条例制定に向けた今後の取組 今後のスケジュールについて事務局から説明を行いました。 平成23年度 調布市自治基本条例の制定(予定) 7月から8月 素案公表, トーキング, 素案パブリック・コメント (注)議会各会派と意見交換予定 平成24年度から調布市自治基本条例に基づく市政経営の推進</p> <p>3. 市民検討会及び意見募集の結果概要等 市民検討会及び意見募集で寄せられた御意見について、事務局から報告を行いました。</p> <p>4. 調布市自治基本条例素案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連法について 地方自治法の一部を改正する法律 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 国と地方の協議の場に関する法律 以上について、事務局から説明を行いました。 ・ 全体構成の変更(案)について 全体構成の変更について、事務局から説明を行いました。 ・ 自治基本条例素案(案)について 市民検討会及び意見募集をもとに作成した素案を検討しました。 ・ 条例制定後の取組について 自治基本条例の趣旨を具現化するための条例・制度等について、議論しました。

主な意見

前文

- ・「みんなが幸せを感じることができるまちの実現を目指し」がこれまでの記載と大きく変更した点。
- ・調布らしさの表現はよいと思う。現在の自治体がおかれた状況を「大きな変革期を迎えており」と記載しているが何年か先にこの前文をみたときに違和感がでるのではないか。これは解説で補足したほうがよい。
- ・前文なので、条例制定の背景を示している。
- ・3次検討案は制定の目的の記載が具体的だったので、全体的な印象が変わった。
- ・条文に規定されているものについては重複する表現は避けた方がよい。

第2市民

- ・定義の項目の内、市の定義を削除し、項目名も併せて変更した。
- ・市民の定義をすることで、ほかの条例や規則などに影響がないか確認したほうがよい。
- ・アドバイザーは問題ないとしているが、継続して確認していく。個別条例で適用範囲を明示する必要がある。

第7市長の役割

- ・リーダーシップを表現するために「自らの責任と判断において」という文言を使用している。
- ・「自らの責任と判断において」という表現は、書く必要があるのか。
- ・市民意見やアドバイザーの助言もあり、市長のリーダーシップを強調するためにこの表現を使っている。

第11政策法務

- ・コンプライアンスの視点、政策法務の視点に分けた記載とした。
- ・法律に違反しない範囲で、解釈する範囲があるなら積極的にまちづくりのために解釈しようという姿勢を示している。誤解を生まないよう解説を加える必要がある。
- ・政策法務の「積極的に条例を制定する」という表現に違和感がある。あらゆるものを条例化すると迅速な対応がしづらくなるという懸念がある。
- ・政策目的実現のために条例を活用していくという意味で、何でも条例化するべきということではない。
- ・この条文の内容からすると「政策法務」という項目名は違和感があるため条文で政策法務とは何かを表現できればよい。

第18他の地方自治体、国等との連携及び協力

- ・地方自治体、国のほかに、海外、民間企業等の視点を取

	<p>り込んだ記載にした。</p> <ul style="list-style-type: none">・自治体以外の関係機関との連携，協力にしたのはよいと思う。 <p>第19市民の要望等への対応</p> <ul style="list-style-type: none">・オンブズマンという名称を使わず，オンブズマンに関する記載をした。・オンブズマンの条文に「苦情」という言葉が入っているのが気になる。・ほかの権利擁護の制度も包括的に表現しようとしたが，適切なものがなかった。オンブズマンについては苦情処理機関であるためそのように記載した。 <p>条例の名称</p> <ul style="list-style-type: none">・変更するのも「ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」のように条例の内容がわかりやすい名称であればよいと思う。・市民にわかりやすくするために別名称にするのはよいと思う。
資料	